

河内長野市立市民交流センターの指定管理者の指定について

河内長野市立市民交流センターの指定管理者について、下記のとおり候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立市民交流センター

2. 指定管理者

団体名 公益財団法人河内長野市文化振興財団

住所 河内長野市西代町12番46号

代表者 理事長 山本 明彦

3. 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 指定管理者を非公募で選定した理由

平成26年4月より当該候補者が、市民交流センターの指定管理者となり、実質的に、文化会館と市民交流センターの2館一体での指定管理がはじまりました。そこで、この間の両館の施設管理や事業運営能力の実績を総合的に考慮した結果、次期指定管理期間において、両館の施設管理運営、文化振興事業と生涯学習推進事業の運営はもちろんのこと、「文化振興」と「生涯学習」のさらなる相乗効果が期待できることから、その事業主体は当該財団が担うのが最も効果的・合理的であると判断しました。

(2) 指定管理者の評価

文化会館における施設管理のノウハウを活かし、図書館や職業安定所など関係各所と調整を図りながら複合施設である当該施設の管理を行っています。また、貸し館利用においては、館内掲示や展示の工夫、丁寧できめ細かな接遇の実施など、利用者目線に立ったサービス提供に努めています。

生涯学習においては河内長野市第2次生涯学習推進計画に基づき取組みを行い、主に市民大学「くろまる塾」事務局として、講座の実施や生涯学習情報の提供、塾生の活用などにおいて、新たな取組みを積極的に実施するなど、創意工夫がみられます。

5. 総評

上記のとおり、公益財団法人河内長野市文化振興財団が候補者として決定し、平成27年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立市民交流センターの指定管理者として指定いたしました。